

原産地規則の概要

財務省関税局・税関

2017年9月

【本資料について】

本資料は、原産地規則の基礎的な理解を深めて頂くことを目的に作成したものです。理解を容易にするために、法令の用語と異なる用語を使用した部分、説明を簡略化した部分等がありますので、ご留意下さい。ご不明な点については、最終頁に記載の問い合わせ先まで、ご照会頂くようお願いします。

2017年9月4日

財務省関税局・税関

目次

1.	原産地規則とは	1
2.	経済連携協定の原産地基準	2
3.	一般特惠関税制度の原産地基準	4
4.	非特惠原産地規則	5
5.	原産地手続	6
6.	関連情報	8

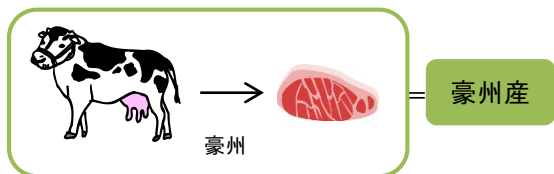
1 原産地規則とは

原産地規則とは、貨物の原産地(=物品の「国籍」)を決定するための規則のことです。関税政策等には、その適用・不適用が物品の原産地に依存する場合が存在するため、原産地規則を用いて原産地を決定することが必要になります。

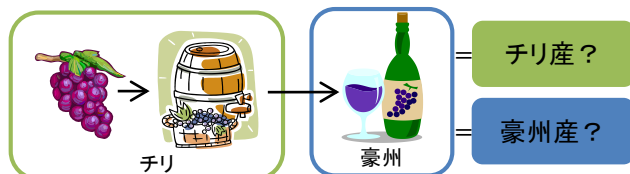
なぜ原産地規則が必要か？

一の国で生産がすべて完結するような物品の場合(左図)、その国が物品の原産地を決定するのは容易であると考えられます。一方、複数の国にわたって生産が行われるような物品の場合(右図)には、生産に関わっている複数国のうちの国が原産地となるのかについて、原産地規則を定めておく必要があります。また、特定の国の原産品について特惠税率を適用する場合には、迂回輸入を防止する観点から、原産地規則が必要となります。

Case 1 豪州で生まれ育った牛を 豪州で加工した牛肉



Case 2 チリで栽培されたぶどうを使って チリで醸造、豪州でボトル詰めしたワイン



原産地規則の種類

原産地規則には、大別すると、「特惠原産地規則」と「非特惠原産地規則」があります。「特惠原産地規則」には、経済連携協定(EPA)に基づく特惠税率を適用するための規則と、開発途上国を対象とした一般特惠関税(GSP)を適用するための規則があります。一方、特定の国に特惠待遇を与える措置以外(例えばWTO協定税率の適用や貿易統計の作成)に用いられる原産地規則は「非特惠原産地規則」と呼ばれます。

- ◆ 特惠原産地規則
 - ① EPA税率を適用するための規則
 - ② 一般特惠関税(GSP)を適用するための規則
- ◆ 非特惠原産地規則(WTO協定税率の適用、貿易統計等のための規則)

原産地規則と原産地手続

原産地規則には、どのような貨物が原産品と認められるのかの基準を規定した「原産地基準」と、特惠税率を適用するための手続を規定した「原産地手続」があります。

※原産地基準には、原産品と認められる基準の他、累積(原産品であるか否かの判断に際し、日本や他の締約国の原材料を算入できるルール)やデミニミス(原産地基準を満たさないごく僅かな非原産材料の使用を許容するルール)等も含まれますが、本資料では原産品と認められる基準のみを掲載しています。詳細については、各原産地規則に関する資料を参照してください。

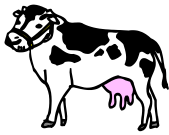
2 経済連携協定の原産地基準

日本は2017年4月現在、15の経済連携協定(EPA)を締結しています。EPAの原産地規則は、協定の規定が直接適用されます。

EPAの原産地基準は相手国との交渉によって決定されるため、協定によって異なる部分もありますが、基本的には、「完全生産品」、「原産材料のみからなる産品」及び「実質的変更基準を満たす産品」が原産品とされます。

完全生産品

完全生産品とは、その「生産」が1か国で完結している産品をいいます。



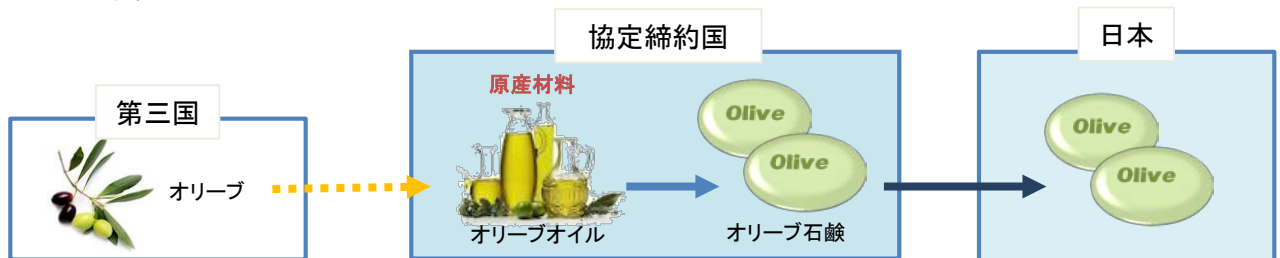
(例) 生きている動物であって、当該締約国の区域内において生まれ、かつ、成育されたもの
(家畜等)



(例) 当該締約国の区域内から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(原油等)

原産材料のみからなる産品

原産材料のみからなる産品とは、締約国の原産材料のみから、当該締約国において完全に生産される産品のことをいいます。生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1か国で生産が完結しているように見えますが、原産材料の生産に使用された材料にまでさかのぼると、第三国の材料(非原産材料)が使用されています。



実質的変更基準を満たす産品

第三国の材料(非原産材料)を使用し生産した場合であっても、最終産品が元の材料から大きく変化している場合には、原産品と認められます。この大きな変化を「実質的変更」、実質的変更があったと判断する具体的な基準を「実質的変更基準」と呼んでいます。実質的変更基準は、品目毎に異なるため、「品目別規則」としてまとめられ、EPAの附属書等になっています。

我が国の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、品目毎に「関税分類変更基準」、「付加価値基準」、「加工工程基準」いずれかの考え方、あるいは、その組み合わせを採用しています。(次ページ参照。)

(1) 関税分類変更基準

非原産品である材料の関税分類番号と、その材料から生産された製品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとする考え方です。

(例) 日タイEPAの醤油(2103.10号)の品目別規則: 項の変更(HS番号4桁レベルでの変更)

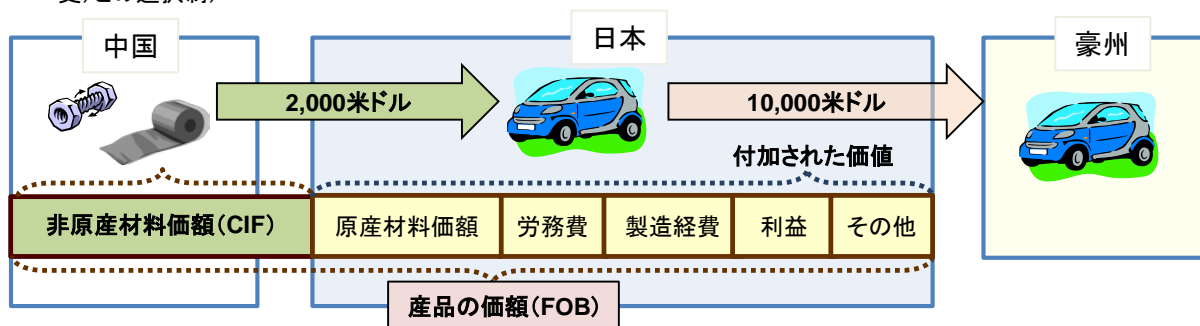


※関税分類番号は世界税関機構(WCO)のHS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)に基づいています。商品毎に類(2桁)・項(4桁)・号(6桁)のHS番号が設定されています。

(2) 付加価値基準

締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上の場合に実質的変更が行われたとする考え方です。

(例) 日豪EPAの乗用自動車(87.03項)の品目別規則: 製造国において付加された価値(原産資格割合)が製品全体の価額に対して40%以上であり、当該製品の生産の最終工程が輸出締約国において行われたもの(関税分類変更基準(項の変更)との選択制)

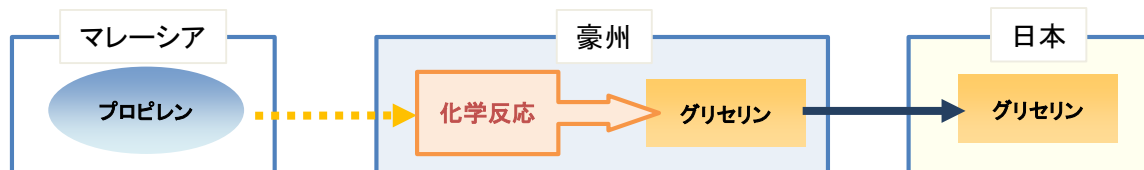


$$\frac{\text{製品の価額}(10,000\text{米ドル}) - \text{非原産材料価額}(2,000\text{米ドル})}{\text{製品の価額}(10,000\text{米ドル})} = 80\% (= \text{付加価値}40\% \text{以上})$$

(3) 加工工程基準

締約国で、特定の加工工程(例えば、化学反応、蒸留、精製など)が施されれば実質的変更が行われたとする考え方です。

(例) 日豪EPAのグリセリン(2905.45号)の品目別規則: 製造国において化学反応の工程(新たな構造の分子を生ずること)を経ていること(関税分類変更基準(号の変更)との選択制)



3 一般特恵関税制度の原産地基準

一般特恵関税制度は、開発途上国(特恵受益国)を原産地とする貨物に対して、一般の関税率よりも低い関税率(特恵税率)を適用する制度です。一般特恵関税(GSP)を適用するための原産地規則は、関税暫定措置法施行令及び施行規則に規定されています。

一般特恵関税制度の原産地基準上の原産品には、「完全生産品」と「実質的変更基準を満たす産品」があります。

完全生産品

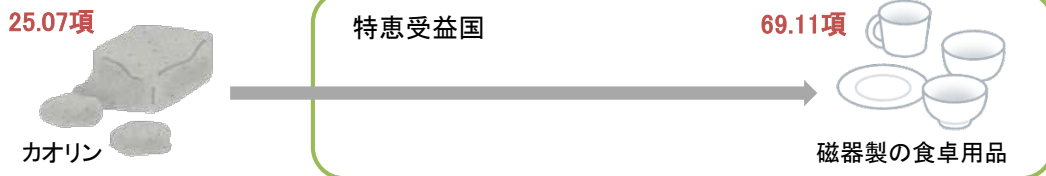
貨物が一つの特恵受益国において完全に生産された物品であった場合には、その特恵受益国の原産品と認められます。基本的にはEPAの完全生産品と同様ですが、具体的には、関税暫定措置法施行規則第8条の各号に掲げられています。

実質的変更基準を満たす産品

貨物が、他の国の物品をその原料又は材料の全部又は一部とし、これに実質的な変更を加える加工・製造を行って生産された物品であった場合には、完全生産品と同様に当該特恵受益国の原産品と認められます。

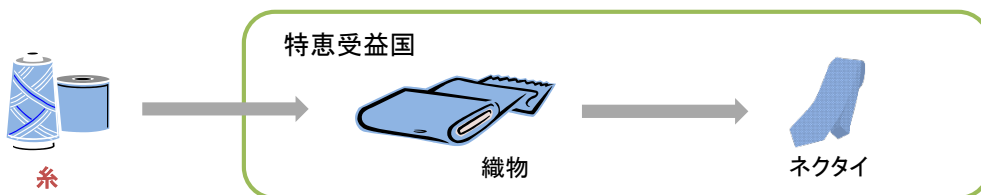
「実質的な変更を加える加工・製造」とは、原則として、特恵税率の適用を受けようとする物品が該当する関税分類番号の項(HS4桁)と当該物品の生産に使用された非原産材料の該当する項(HS4桁)が異なる加工・製造であることが、関税暫定措置法施行規則第9条に規定されています。

(例) 磁器製の食卓用品(69.11項)



ただし、関税暫定措置法施行規則別表(第9条関係)に掲げられた物品については、同表に規定する原産品としての資格を与えるための条件を満たしている場合に限り、実質的な変更を加える加工・製造を行って生産された物品となります。

(例) ネクタイ(62.15項)の原産品としての資格を与えるための条件: 紡織用繊維の糸からの製造



なお、上記の基準を満たした場合でも、輸送や保存のための操作、単なる切断、選別、包装、改装、仕分け、ラベルの張り付け等に該当する場合には、実質的変更基準を満たす産品とは認められません。

4 非特惠原産地規則

非特惠原産地規則については、WTO原産地規則協定に基づき、各国がそれぞれ策定しています。

我が国においては、直接には、関税法施行令第4条の2第4項に、輸入申告において申告する貨物の原産地は、次に掲げる物品の区分に応じて規定する国又は地域と規定されています。

- 一の国又は地域において完全に生産された物品として財務省令で定める物品
- 一の国又は地域において、完全に生産された物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部として、これに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

※関税法施行令第4条の2第4項は特例申告書の記載事項等を定める規定ですが、同項により、その他一般の輸入申告等における「原産地」の意義についても同様の内容とされています。

完全に生産された物品

完全に生産された物品は、基本的にEPAやGSPと同様ですが、関税法施行規則第1条の6の各号に掲げられています。

実質的な変更を加える加工又は製造

実質的な変更を加える加工又は製造は、物品の該当する関税分類番号の項(HS4桁)が、すべての原料又は材料の該当する項(HS4桁)と異なることとなる加工又は製造とされています。

ただし、輸送や保存のための操作、単なる切断、選別、包装、改装、仕分け、ラベルの張り付け等は除かれます。

非特惠原産地規則の適用範囲

関税関連の非特惠原産地規則の適用範囲とその根拠法令等は以下のとおりです。

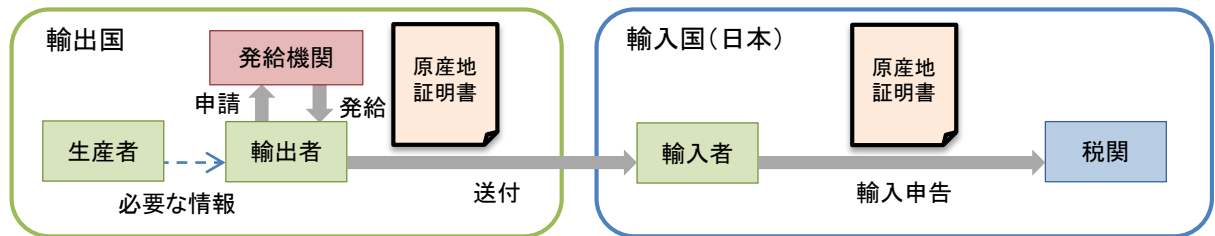
WTO協定税率の適用	関税法施行令第4条の2第4項
便益関税の適用	関税定率法基本通達5-1 (関税法施行令第4条の2第4項に基づき決定)
不当廉売関税の適用	電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令 (関税法施行令第4条の2第4項に基づき決定)
報復関税の適用	玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令 (一般特惠原産地規則に基づき決定)
原産地表示	関税法基本通達71-3-1 (関税法施行令第4条の2第4項に基づき決定)
貿易統計	外国貿易等に関する統計基本通達7-2 (関税法施行令第4条の2第4項に基づき決定)

5 原産地手続

原産地手続とは、特惠税率の適用のための手続きのことで、輸入者が輸入申告時に貨物が原産品であることを申告する手続と、輸入国の税関が、輸入者や輸出国政府等に対して質問・検査を行う事後確認手続が含まれます。非特惠原産地規則の適用に際しては、インボイス等の通関関係書類による原産国の確認は行われますが、通常、原産地証明書の提出等の特別な手続は不要です。

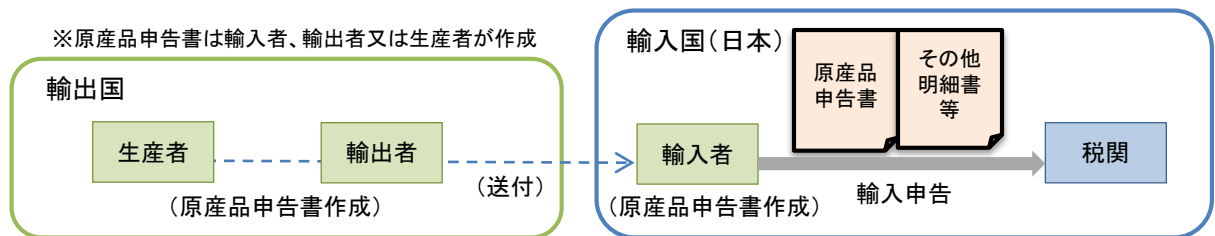
第三者証明制度

輸出者が輸出国の発給機関に申請して取得した原産地証明書を、輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度です。我が国の全てのEPA及び一般特惠関税制度で採用されています。なお、輸出者と生産者が異なる場合などは、輸出者が生産者から原産地基準を満たすかの情報を得るなどして発給申請することになります。



自己申告制度

貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、原産品申告書(当該貨物が原産品である旨を明記した書面)を作成し、輸入者が輸入国税関に提出することにより、原産品であることを申告する制度です。日豪EPAで、上記の第三者証明制度と併用して採用されています。日本での輸入申告時には原産品申告書のほか、原産品であることを明らかにする書類の提出が原則として必要となります。また相手国においても、必要に応じて原産品申告書以外の書類の提出を求められることがあります。



認定輸出者による自己証明制度

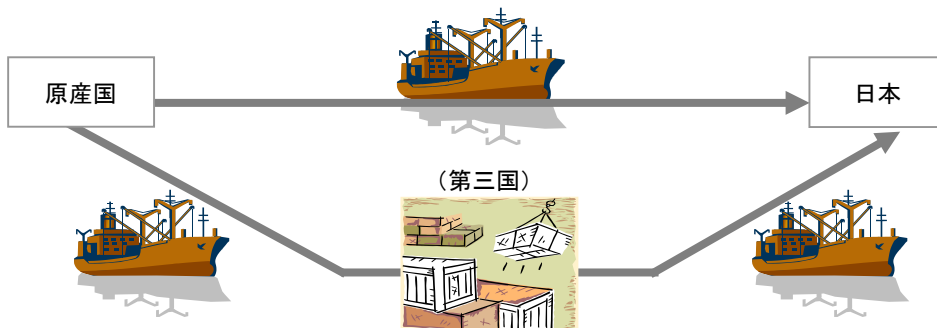
輸出国が認定した輸出者が、インボイス等の商業書類に特定の原産地申告文を記載することで作成した原産地申告を輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度です。日スイスEPA、日ペルーEPA及び日メキシコEPAで、上記の第三者証明制度と併用して採用されています。

積送基準を満たすことを示す書類の提出

積送基準とは、原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準のことをいいます。特惠税率の適用を受けるためには、第三国を経由することなく原産国から輸入国に直送されるか、第三国を経由する場合であっても、第三国において積卸し、蔵置等の許容された作業のみが行われたこと等が条件となります。第三国を経由して日本に輸入する場合で、特惠税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告に際して、積送基準を満たすことを示す書類(通し船荷証券、経由国の税関等が発給した証明書、その他税関長が適当と認める書類)の提出が必要となります。

積送基準を満たすためには・・・

①直送されること、又は



②第三国を経由する場合は、税関の管理下におかれ、積替え、一時蔵置及び産品に実質的な変更を加えない程度の作業のみが許容される。

事後確認

「事後確認」とは、特惠税率にて輸入申告された貨物について、各EPA及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。事後確認は、輸入申告された貨物が原産品であることを確認することによって、特惠税率の便益の適正な確保を目的としています。

輸入者に対する事後確認は、書面での情報提供要請又は輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後調査)により実施されます。輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

また、上記の方法により輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、税関から輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがあります。

以上の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特惠税率の適用が否認されます。また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

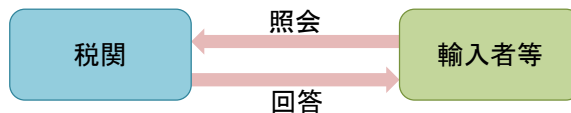
6 関連情報

輸入を予定している貨物の原産地認定の取り扱いについて確認するためには、事前教示制度の利用が有効です。また、原産地規則に関する情報は、税関ホームページ等を通じて入手することができます。

事前教示制度

貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に当該貨物の原産地認定の取り扱い（法令の適用・解釈等）についての照会を、原則として文書により行い、文書により回答を受けることができる制度です。輸入予定貨物の原産地の扱い、特惠関税の適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算をより確実にを行うための一助となり、販売計画等が立てやすくなります。また、貨物の輸入通関においてはすでに取り扱いが確定していることから適正かつ迅速な申告が可能となり、結果として早期に貨物を受け取ることができるようになります。

税関が発出した回答文書の内容については、発出後最長で3年間、輸入申告の審査の際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、安定的な取扱いが確保されます。



（文書による回答は原則30日以内、口頭・インターネットは原則即日）

※口頭による事前教示の照会やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

原産地規則ポータル

原産地規則についての情報提供のため、税関ホームページ上に「原産地規則ポータル」を設け、各種の原産地規則に関する資料や輸入申告にあたっての留意事項、様式等をまとめて掲載しています。

（URL：<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>）



原産地規則に関する資料

関税局・税関では、原産地規則に関する資料を作成・公表している他、原産地規則に関する説明会の開催等を行っています。本資料でご紹介した内容の詳細については、「原産地規則ポータル」に掲載している以下の資料でも確認することができます。

- 「EPA原産地規則マニュアル」
- 「一般特惠関税マニュアル」
- 「EPA原産地規則について」（詳細版）
- 「GSP原産地規則について」（詳細版）

【各税関原産地規則担当部門連絡先】

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

	電話番号	メールアドレス
財務省関税局関税課原産地規則室	03-3581-4111(代表)	gensanchi@mof.go.jp
東京税関業務部総括原産地調査官	03-3456-2171	tyo-gyomu-roo-center@customs.go.jp